

原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(2) 保有目的の変更について

満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。

満期保有目的の債券に分類している債券のうち、その一部を満期保有目的の債券以外の有価証券への振替又は償還期限前に売却を行った場合には、満期まで保有する意思を変更したものとして、他の満期保有目的債券についても、満期保有目的以外の有価証券に保有目的を変更しなければならない。さらに、当該変更を行った年度及びその翌年度においては、新たに取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない。ただし、債券の発行者の信用状態の著しい悪化等により、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益が生じることが合理的に見込まれる場合は、満期まで保有する意思を変更したものとはしない。したがって、保有目的の変更を行う必要はない。

16 減価償却について（会計基準省令第4条第2項関係）

(1) 減価償却の対象

耐用年数が1年以上、かつ、使用又は時の経過により価値が減ずる有形固定資産及び無形固定資産（ただし、取得価額が少額のものは除く。以下「償却資産」という。）に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。

なお、土地など減価が生じない資産（非償却資産）については、減価償却を行うことができないものとする。

(2) 減価償却の方法

減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。

また、ソフトウェア等の無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。

なお、償却方法は、拠点区分ごと、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。

(3) 減価償却累計額の表示

有形固定資産（有形リース資産を含む。）に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法（以下「直接法」という。）又は当該各資産科目の控除科目として掲記する方法（以下「間接法」という。）のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することも妨げない。

無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示する。

17 固定資産の使用価値の見積もりについて（会計基準省令第4条第3項関係）

(1) 使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られるものとする。

(2) 使用価値は、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する。

18 引当金について（会計基準省令第5条第2項関係）

(1) 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。

(2) 原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。

また、徴収不能引当金は、直接法又は間接法のいずれかを選択して、当該金銭債権から控除するものとする。

(3) 職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。

(4) 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。なお、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として退職慰労金を支給することが定められており、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上するものとする。なお、退職慰労金を支給した際、支給金額については役員退職慰労金支出に計上するものとする。

19 積立金と積立資産の関係について（会計基準省令第6条第3項関係）

事業活動計算書（第2号第4様式）の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。

また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。

20 組織再編について(会計基準省令第4条1項、第29条第1項第15号関係)

- (1) 社会福祉法人の組織再編において複数の組織が結合する時（この時の複数の組織を以下「結合の当事者」という。）、結合の当事者の一方が福祉サービスの提供を継続するために事業の財務及び経営方針を左右する能力を有している（以下「支配」という。）場合だけではなく、有していない場合も考えられることから、存続する又は新たに発生する組織（以下「結合組織」という。）は、結合の経済的な実態が次のいずれかに該当するか判定を行う。
- ア 結合の当事者のいずれもが、他の法人を構成する事業の支配を獲得したと認められない結合（以下「統合」という。）
- イ ある法人が、他の法人を構成する事業の支配を獲得する結合（以下「取得」という。）
- (2) 「統合」と判断される場合、結合組織は、結合される組織（以下「被結合組織」という。）の資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぐ方法を適用して会計処理を行わなければならない。
- (3) 「取得」と判断される場合、結合組織は、被結合組織の資産及び負債について、結合時の公正な評価額を付す方法を適用して会計処理を行わなければならない。
- (4) 組織の結合の判定においては、合併は「統合」、事業の譲受けは原則として「取得」とする。
- (5) 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合の注記は次の項目を記載する。
- ア 合併の注記
- ① 合併の概要
合併直前における合併消滅法人の名称及び事業の内容、合併を行った主な理由、合併日及び合併の種類（吸収合併又は新設合併）並びに吸収合併の場合の合併後の合併存続法人の名称
- ② 採用した会計処理
- ③ 計算書類に含まれている合併消滅法人から承継した事業の業績の期間
- ④ 承継した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳
- ⑤ 消滅法人において、会計年度の始まりの日から合併日直前までに、役員及び評議員に支払った又は支払うこととなった金銭の額とその内容
- イ 事業の譲渡の注記
- ① 事業の譲渡の概要
事業の譲渡の相手先の名称及び譲渡した事業の内容、事業の譲渡を行った主な理由、事業の譲渡を行った日
- ② 採用した会計処理
- ③ 計算書類に含まれている譲渡した事業の業績の期間
- ④ 譲渡した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳

ウ 事業の譲受けの注記

① 事業の譲受けの概要

事業の譲受けの相手先の名称及び譲受けた事業の内容、事業の譲受けを行った主な理由、事業の譲受けを行った日

② 採用した会計処理

③ 計算書類に含まれている譲受けた事業の業績の期間

④ 譲受けた事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳

21 重要な会計方針の開示について（会計基準省令第29条第1項第2号関係）

重要な会計方針とは、社会福祉法人が計算書類を作成するに当たって、その財政及び活動の状況を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに計算書類への表示の方法をいう。

なお、代替的な複数の会計処理方法等が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。

22 関連当事者との取引の内容について（会計基準省令第29条第1項第12号及び第2項関係）

1 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容

なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員、評議員又はそれらの近親者の所有割合

(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業

(3) 当該社会福祉法人と関連当事者との関係

(4) 取引の内容

(5) 取引の種類別の取引金額

(6) 取引条件及び取引条件の決定方針

(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高

(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

2 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、1に規定する注記を要しない。

(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

(2) 役員又は評議員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

23 重要な後発事象について（会計基準省令第29条第1項第14号関係）

後発事象とは、当該会計年度末日後に発生した事象で翌会計年度以後の社会福祉法人の財政及び活動の状況に影響を及ぼすものをいう。

重要な後発事象は社会福祉法人の状況に関する利害関係者の判断に重要な影響を与えるので、計算書類作成日までに発生したものは計算書類に注記する必要がある。

重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。

- (1) 火災、出水等による重大な損害の発生
- (2) 施設の開設又は閉鎖、施設の譲渡又は譲受け
- (3) 重要な係争事件の発生又は解決
- (4) 重要な徴収不能額の発生

なお、後発事象の発生により、当該会計年度の決算における会計上の判断ないし見積りを修正する必要が生じた場合には、当該会計年度の計算書類に反映させなければならぬ。

24 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項について（会計基準省令第29条第1項第16号関係）

会計基準省令第29条第1項15号に規定する「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」とは、計算書類に記載すべきものとして会計基準省令に定められたもののほかに、社会福祉法人の利害関係者が、当該法人の状況を適正に判断するために必要な事項である。

このような事項は、個々の社会福祉法人の経営内容、周囲の環境等によって様々であるが、その例としては、次のようなものがある。

- (1) 状況の変化にともなう引当金の計上基準の変更、固定資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積方法の変更に関する事項
- (2) 法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、会計処理すべき新たな事実の発生にともない新たに採用した会計処理に関する事項
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項

25 計算書類に対する注記について（会計基準省令第29条関係）

法人全体で記載する注記及び拠点区分で記載する注記は、それぞれ別紙1及び別紙2のとおりとする。

なお、法人全体で記載する注記は、会計基準省令第3号第3様式の後に、拠点区分で記載する注記は、会計基準省令第3号第4様式の後に記載するものとする。

26 附属明細書について（会計基準省令第30条関係）

会計基準省令第30条に規定する附属明細書は以下のものをいう。ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略できるものとする。

（1）法人全体で作成する附属明細書（別紙3（①）～別紙3（⑦））

以下の附属明細書は、法人全体で作成するものとし、附属明細書の中で拠点区分ごとの内訳を示すものとする。

（別紙3（①））借入金明細書

（別紙3（②））寄附金収益明細書

（別紙3（③））補助金事業等収益明細書

（別紙3（④））事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

（別紙3（⑤））事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書

（別紙3（⑥））基本金明細書

（別紙3（⑦））国庫補助金等特別積立金明細書

（2）拠点区分で作成する附属明細書（別紙3（⑧）から別紙3（⑯））

ア 拠点区分で作成する附属明細書

以下の附属明細書は拠点区分ごとに作成するものとし、法人全体で作成する必要はないものとする。

（別紙3（⑧））基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書

（別紙3（⑨））引当金明細書

（別紙3（⑩））拠点区分資金収支明細書

（別紙3（⑪））拠点区分事業活動明細書

（別紙3（⑫））積立金・積立資産明細書

（別紙3（⑬））サービス区分間繰入金明細書

（別紙3（⑭））サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書

（別紙3（⑮））就労支援事業別事業活動明細書

（別紙3（⑯-2））就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）

（別紙3（⑯））就労支援事業製造原価明細書

（別紙3（⑯-2））就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）

（別紙3（⑰））就労支援事業販管費明細書

（別紙3（⑰-2））就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）

（別紙3（⑱））就労支援事業明細書

（別紙3（⑱-2））就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）

（別紙3（⑲））授産事業費用明細書

イ 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書（別紙3（⑧））

の取扱い

基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書では、基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）の種